

連 絡 事 項

1. 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)で推進する主なポイント

総合戦略に関連するH28年度予算(案) 約225億円(H27年度予算:約161億円)

* 消費者被害の防止など、他の事業と一体的に予算計上されているため、総額に含まれていないものがある。

* 他に、介護保険サービスの確保で2.7兆円等がある。

I 医療・介護等の連携による認知症の方への支援

(1)できる限り早い段階からの支援

- ・医療・介護専門職による認知症初期集中支援チームを、2018(H30)年度までにすべての市町村に配置。
(消費税増収分を活用) *H26年度41市町村 → H27年度306市町村(見込み)
- ・認知症の方の声に応え、2015(H27)年度から初期段階認知症のニーズ調査を実施。

(2)医療・介護従事者の対応力向上

- ・かかりつけ医向けの認知症対応力向上研修を、2017(H29)年度末までに6万人に実施。 等
*これまでの受講者目標5万人から引上げ

(3)地域における医療・介護等の連携

- ・連携のコーディネーター(認知症地域支援推進員)を、2018(H30)年度までにすべての市町村に配置。
(消費税増収分を活用) *H26年度226市町村 → H27年度839市町村(見込み)

II 認知症の予防・治療のための研究開発

(4)効果的な予防法の確立

- ・2020(H32)年頃までに、全国1万人規模の追跡調査を実施。認知症のリスクを高める因子(糖尿病等)やリスクを軽減させる因子(運動等)を明らかにし、効果的な予防法の確立を目指す。
*現在は1町で年間2-3千人規模

(5)認知症の治療法

- ・各省連携の「脳とこころの健康大国実現プロジェクト」に基づき、2020(H32)年頃までに、日本発の認知症根本治療薬の治験開始を目指す。

III 認知症高齢者等にやさしい地域づくり

(6)認知症サポーターの養成

- ・正しい知識と理解を持って認知症の方・家族を支援する認知症サポーターを、2017(H29)年度末までに800万人養成。
*これまでの養成目標600万人から引上げ

(7)認知症の方の安全対策

- ・徘徊等に対応できる見守りネットワークの構築、詐欺など消費者被害の防止等を、省庁横断的に推進。

2. 介護保険制度における指導監督について

ア 介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監督の徹底と行政処分の厳格化について

(ア) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施について

今般、大手介護事業者グループが運営する複数の事業所において、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待が発生し、関係自治体による指導・監査が行われ、事業所に対し行政処分がなされたところである。

高齢者虐待は、「人間の尊厳」を著しく侵害する行為であり、決してあってはならないものである。また、国民の介護保険制度への信頼性に関わる由々しき問題でもある。

都道府県等におかれては「介護保険施設等における高齢者虐待等に対する指導・監査等の実施について」（平成27年11月13日老指発第1113第1号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知（以下「指導室長通知」という。））でお示ししたとおり、高齢者虐待防止等に重点を置いた機動的な指導監査の積極的な実施をお願いします。

特に、通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施する等、状況に応じた柔軟な対応をお願いします。

また、今般の事案も踏まえ、実地指導についても、高齢者虐待との関連が疑われる場合などを含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を実施することも検討するようお願いしているところである。

なお、上記に関連して、「介護保険施設等の指導監督の実施について」（平成18年10月23日老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）別添1の「介護保険施設等指導指針」の見直しを予定しているので、申し添える。

(イ) 関連事業所も含めた重点的な指導・監査の実施と再発防止策について

都道府県等におかれては、限られたマンパワーで効率的な指導・監査を実施して頂いているところであるが、今般の高齢者虐待事案を踏まえ、高齢者虐待事案等問題の

あった事業所はもとより、当該事業所と関連する事業所がある場合については当該関連事業所も含めて重点的に指導・監査を行われたい。

また、所管管内において高齢者虐待事案等が生じた場合には、当該事業所には市町村へ虐待の速やかな報告を徹底させるとともに、集団指導などの機会を活用して要因等の情報を提供するなどにより、虐待の再発防止に努められたい。

(ウ) 虐待事案に係る行政処分の厳格化について

虐待は重大な不正行為であり、決してあってはならないものであることから、都道府県等におかれては、今後、高齢者虐待を事由とした行政処分を行う場合は、より一層厳しい対応をしていただくようお願いする。

イ 指導監督業務の事務・権限の移譲について

(ア) 第4次地域主権改革一括法に基づく移譲について

平成26年5月に成立した「地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成26年法律第51号）により介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の一部が改正されたことに伴って、平成27年4月1日から以下の事務・権限が移譲されたところである。

○地方厚生局から都道府県へ移譲された事務・権限

- ・市町村（指定都市及び中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関する指導
- ・介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたり、かつ、二以下の地方厚生局の区域にわたる介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督（介護サービス事業者の主たる事務所の所在する都道府県へ移譲）

○都道府県から指定都市へ移譲された事務・権限

- ・介護サービス事業所が一の指定都市の区域内にある介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督

市町村（指定都市及び中核市を除く）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等事務に対する事務指導を実施していない自治体におかれては、早急に取り組むよ

うお願いする。

また、業務管理体制の届出については引き続き新規指定申請時、指定更新時や集団指導等、事業者と接する機会を捉えて、新たな制度の周知・適切な届出先の教示を行うなど、届出受理業務に遺漏のないようお願いする。

さらに、届出を受けた際には他の自治体による届出先の把握のためにも速やかに業務管理体制データ管理システムに入力し、情報共有に努められたい。

(イ)「地域密着型通所介護」の創設に基づく移譲について

平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」（平成26年法律第83号）により、平成28年4月から利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所が「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行し、市町村が指定及び指導監督を行うこととなるので、都道府県におかれては、円滑な事務の引き継ぎ等に協力を頂くとともに、業務管理体制の届出先が市町村へ変更となる事業者に対しては、適切に所管変更を行っていただくようお願いする。

ウ 介護保険における指導監督業務の適切な実施について

(ア) 指導・監査指針に基づいた指導監督の実施等

介護保険における指導監督については、高齢者の尊厳を支えるよりよいケアの実現を目指し、事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とする「指導」と、指定基準違反や不正請求の事実内容について挙証資料等をもとに把握し、介護保険法第5章の各規定に定められた権限を適切に行使する、いわゆる「監査」とを明確に区分しているところである。

各都道府県・指定都市・中核市においては、引き続き、その趣旨に基づいて指導監督にあたっていただくとともに、管内市町村に周知いただき理解を促していただくようお願いする。

また、指導監督業務については、自治体間での指導内容の差異等が指摘されているところであり、介護保険における指導監督業務の標準化について、厚生労働省として

は、これまでも、指導監督に係る専門的な知識の修得等を目的とした「介護保険指導監督中堅職員研修」を開催したり、これまでに文書で発出した運営基準や介護報酬の解釈に関するQ&Aの体系的な整理、HP等による公開、実地指導マニュアルの改訂等の取組を行ってきたほか、全国一律の処分基準を策定することについて、担当官が自治体の事務ヒアリングで訪問した際などに意見交換を行っているところである。

今後も、各自治体との意見交換を行いつつ、標準化に向けた取組を検討していくこととしているので、引き続き、協力をお願いする。

なお、事業所に対する指定の効力停止及び指定の取消の行政処分を行う際には、聴聞等の行政処分にかかる手続きを行う前に、老健局総務課介護保険指導室へ必ず情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

(イ) 不正事案等における厳正な対応

介護サービス事業者による運営基準違反や介護報酬の不正請求等により、毎年度、指定等取消、指定の効力の全部又は一部停止等の処分が行われている。このような運営基準違反や介護報酬の不正請求等が疑われる情報があった場合には、関係部局とも協議の上、速やかに監査を実施していただくとともに、不正が確認された場合には、指定取消等の厳正な対応をお願いする。

その際には、関係自治体、関係機関に対し、必要な情報提供等を行い、十分に連携を図られたい。

(ウ) 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）における指導監督について

新しい総合事業の指導監督については、「介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者等の指導監督について」（平成27年3月31日老発0331第8号厚生労働省老健局長通知）により実施して頂いているところである。都道府県におかれては、平成28年度から新しい総合事業を開始する市町村に対し指導監督の効果的・効率的な実施に努めていただくよう、また、既に新しい総合事業に取り組んでいる市町村に対しても、指導監督業務について遺漏のないよう周知等をお願いする。

なお、既存の介護サービス事業者については、引き続き、要介護者及び要支援者双方にサービス提供を行うことが想定されることから、都道府県においては、都道府県

が指定したその訪問介護事業所や通所介護事業所の指導監督において、運営基準違反や不正請求または利用者への虐待行為等が判明した場合には、その勧告命令や指定の取消等を行うとともに、必要な情報を当該市町村に提供し、共同で指導監督を行うなど、市町村の行う新しい総合事業の指導監督が効果的・効率的に実施できるよう支援をすることが望ましい。

また、それ以外の事業者に対する指導監督においては、そのサービス内容等に応じた形で実施されることが望ましい。例えば、地域包括支援センターがサービスの提供状況について一定程度把握していることから、それらの情報を端緒として必要な指導監督を行うことが考えられるので、参考とされたい。

エ 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について

介護サービス事業者に義務付けられている業務管理体制の整備については、適正な介護事業運営が確保されるよう、事業者自ら適切な体制を整備し、改善を図っていくことが最も重要である。行政としても業務管理体制に関する監督を通じて、その取組みに対する適切な助言並びに支援をお願いする。

今般、高齢者虐待に関して行政処分を受けた事業所を運営する大手介護事業者に対して、厚生労働省が特別検査を実施し、業務管理体制の抜本的な改善を求める勧告を発出したところである。

一般検査実施の際は、このような事態が再び起きないように、指導室長通知でお示ししたとおり、施設又は事業所を運営している事業者が虐待防止の取組について適切な業務管理体制を構築しているかの確認をお願いする。

(ア) 業務管理体制に関する届出の未済防止について

業務管理体制整備の届出は遅滞なく行うこととされているが、一部の自治体においては、未届事業者の把握が不十分な状況も見受けられ、届出未済の事業者に対しては確認検査等の監督が不可能となることから、早急に未届事業者の把握等を行い、届出が必要な事業者に対する督促に努められたい。

また、事業所等の指定時等において、届出先の変更が必要となった事業者に対し

ても適切な変更届が提出されるよう指導をお願いします。

(イ) 業務管理体制に関する確認検査について

業務管理体制の整備・運用状況を確認する一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識付けることを目的としており、各自治体におかれては、適切な検査手法・実施計画に基づき、事業者に対し定期的に検査が実施できるようお願いしたい。

特に、指導室長通知でお示ししたとおり、虐待防止の取組（虐待防止、認知症ケアなどの研修の実施、内部通報及び苦情相談窓口が機能しているか、職員に対するストレスマネジメント、メンタルヘルスケアの取組など）の検証をお願いします。

また、介護サービス事業所の指定等取消処分相当事案が発生した場合には、当該事業者に対し特別検査を実施する必要があるが、実施の際は組織的関与の有無の検証にとどまらず、不正行為を未然に防止できなかった業務管理体制の不備の確認も適切に実施し、必要に応じ改善勧告等を行われたい。

なお、特別検査の実施の契機としては、結果的に指定等取消処分に至った事案に限らず、指定等効力停止処分の事案についても積極的に検査を実施していただきたい。

特に高齢者虐待に起因する処分の事案や業務管理体制の整備・運用状況の不備に起因すると考えられる事案が発生した場合は再発防止を目的とした適切な検査の実施をお願いします。

(ウ) 指定権者と監督権者との連携について

介護サービス事業所の指定権者と事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合、円滑に業務を遂行するため、厚生労働省、都道府県及び市町村間の密接な連携がより一層必要になることから、情報共有や情報提供を実施されたい。

また、厚生労働省が業務管理体制監督権者である事業者が運営する介護サービス事業所において指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、速やかな情報提供とともに、特別検査の実施要請をしていただくようお願いする。

なお、各自治体において特別検査を実施した場合には、速やかに老健局総務課介護保険指導室あて情報提供をしていただくよう引き続きお願いする。

オ 適切な指導監督等の確保における実施体制の整備

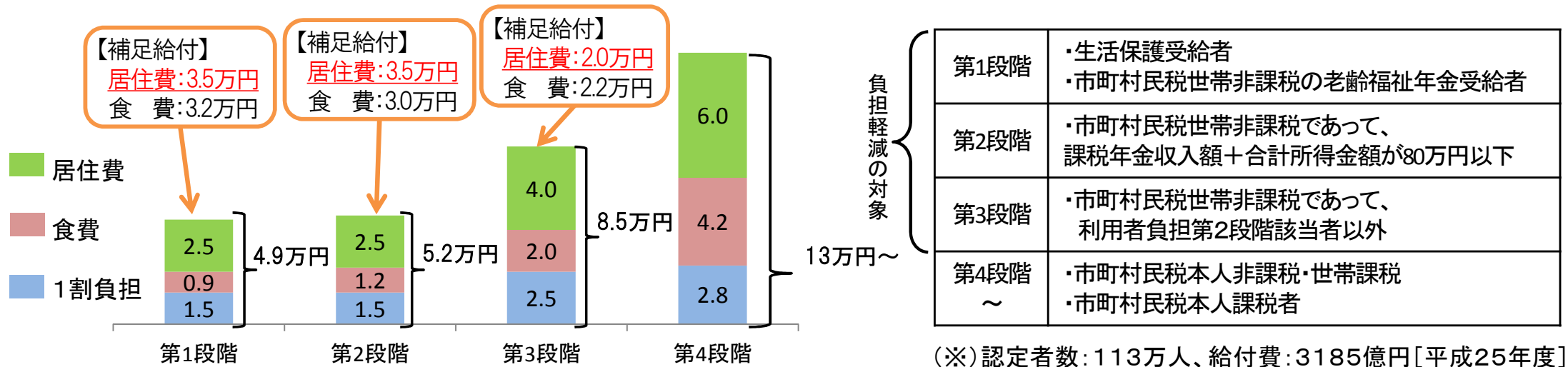
一部の自治体においては、自治体の指導監督体制に比して所管する事業所数が多く、また、急な監査業務等のため、事業所に対する十分な指摘がなされていないところもある。各自治体におかれては、サービスの質の確保・向上を図る観点からの適切な指導監督及び業務管理体制に関する監督業務が実施できるよう、必要な人員の配置や介護保険制度を熟知した担当者の配置及び指定都道府県事務受託法人制度の活用など、実施体制の整備について、引き続きご配意願いたい。

3. 補足給付の見直し（資産等の勘案）

平成27年8月施行
(一部平成28年8月)

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

<現在の補足給付と施設利用者負担> ※ ユニット型個室の例



<要件の見直し>

- ① 預貯金等 → 一定額超の預貯金等（単身では1000万円超、夫婦世帯では2000万円超）がある場合には、対象外。 → 本人の申告で判定。金融機関への照会、不正受給に対するペナルティ（加算金）を設ける
- ② 配偶者の所得 → 施設入所に際して世帯分離が行われることが多いが、配偶者の所得は、世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外
- ③ 非課税年金収入 → 補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金（遺族年金・障害年金）も勘案する

①、②:平成27年8月施行、③:平成28年8月施行(改正省令等について、1月19日までパブリックコメントを実施、平成27年度中に公布予定。)

4. 介護保険法施行規則の一部を改正する省令案等の概要

1. 改正の趣旨

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項及び第61条の3第1項の改正等を踏まえ、施設入所時の食費・居住費を支給する特定入所者介護（予防）サービス費の支給対象者の要件を見直すこととされた。

- ※ ①現金、預貯金、有価証券等の合計額について夫婦で2,000万円（単身で1,000万円）を超えて保有する者
- ②同一世帯の配偶者のみならず、同一世帯に属さない配偶者に市町村民税が課税されている者

について給付の対象外とする見直しは、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成27年厚生労働省令第57号）で改正済み。

- これを踏まえ、特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階第2段階の支給基準である収入の要件に、非課税年金（遺族年金・障害年金）の収入も追加することとする。

<参考> 現行制度における利用者負担段階

利用者負担段階	対象者
第1段階	・生活保護受給者 ・市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 等
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、 <u>課税年金収入額</u> ＋ 合計所得金額が80万円以下の者 等
第3段階	市町村民税世帯非課税であって利用者負担第2段階該当者以外の者 等
第4段階	上記のいずれにも該当しない者

2. 改正内容等

- (1) 介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の一部改正
 - 特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階のうち、第2段階

の判定の際に、年金収入等に加えて、非課税年金収入を勘案するに当たり、市町村は年金保険者から被保険者の非課税年金情報を入手することとなる。

- 市町村は非課税年金情報について、年金保険者から国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会を経由し入手することと等の非課税年金情報の取得に係る事項を定めることとする。

- (2) 介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額の一部を改正する告示案及び介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額及び同法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額の一部を改正する告示案

- 特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担第 2 段階の支給基準である収入に、非課税年金収入を追加することとする。

- (3) 介護保険法第 51 条の 3 第 1 項及び第 61 条の 3 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める年金（仮称）

- 上記の通り、特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担第 2 段階の支給判定に当たり、勘案することとする非課税年金（遺族年金・障害年金）の種別を定めることとする。

4. 根拠法

介護保険法第 51 条の 3、第 61 条の 3 及び第 203 条

5. 施行日

平成 28 年 8 月 1 日（予定）

5. 介護ロボットの活用について

ア. 介護ロボット開発等加速化事業（別紙資料1）

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図るため、平成28年度当初予算（案）に計上している

（ア）ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置（別紙資料1-1）

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。協議会は、開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成することを予定している。

（イ）介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業（別紙資料1-2）

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要である。そのため、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施することとし、平成27年度補正予算（案）および平成28年度当初予算（案）に計上している。

当該モデル事業は、開発企業や介護現場、福祉機器に精通した専門家等で構成される民間団体等に公募により委託し、導入から実証まで総合的に支援する予定である。平成27年度補正予算（案）においては、既に製品化された介護ロボットであって、業務負担の軽減等が期待できる移乗支援や見守り支援分野の介護ロボットを対象に、全国10カ所程度で実施することを予定している。また、平成28年度当初予算（案）においては全国5カ所程度で実施することを予定している。（*対象機器については、今後検討）

（ウ）福祉用具・介護ロボット実用化支援事業（別紙資料1-3）

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

イ. 介護ロボット導入支援事業について（別紙資料2）

介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備として有効である。

このため、現在、普及促進策として、今年度から地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設け、介護ロボットの導入を支援することにより介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般の介護事業所による取組の参考となるよう先駆的な取組について支援を行っている。

今般、平成27年度補正予算（案）において、介護従事者の負担軽減等の観点から、地域医療介護総合確保基金を積増すこととしたため、本事業の積極的な実施をお願いしたい。（*補助額は1機器当たり10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。）

ウ. 介護ロボット等導入支援特別事業について（別紙資料3）

（ア）介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

現状、介護ロボットの中には上市されて間もない状況にあること等により、価格が高額なものがある。

介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が一層推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入について特別に支援するため、平成27年度補正予算（案）において、一定額以上（20万円超）の介護ロボットを介護保険施設・事業所（※）へ導入する際の費用について、地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）を活用し助成することを予定している。

本事業の対象となる介護ロボットは、移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り支援、入浴支援において利用することで、介護従事者の負担軽減や効率化につながる効果が期待できるものとし、介護ロボット導入計画の策定や導入効果の報告等を要件とする予定である。

また、導入のための補助額は1施設・事業所につき300万円を上限とし、補助率は10/10を予定している。

本事業の積極的な活用により、介護従事者の負担軽減に資する取組を推進していただくようお願いしたい。

（※）施設サービスに限らず、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、通所介護など介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所が対象。

（イ）介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

介護離職を防止するためには、高齢者の介護に関わる家族等の介護負担を軽減する取組が重要である。

そのため、平成27年度補正予算（案）において、地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）を活用し、在宅で生活する高齢者の見守りを支援する介護ロボット等機器を市町村が導入に要する経費の一部を助成する予定である。

事業対象は、要介護度が比較的軽度で外出頻度が多く、日中家で一人になる方など、見守り支援が必要であると市町村が判断する者（原則寝たきりでなく、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の方を想定）とし、市町村がその家庭に見守り支援機器を貸出すことを予定している。

補助額は、1機器につき10万円を上限とし、補助率は10/10を予定している。

各市町村で既に実施している高齢者の見守りに関する事業に、本事業で導入した見守り支援機器を活用して更に取組を強化するなど、各市町村の状況に応じて本事業

業を積極的にご活用いただき、認知症高齢者の見守り体制の構築や、高齢者の介護に関わる家族等の介護負担を軽減する取組を推進していただきたい。

介護ロボットの開発・導入・普及の加速化に向けた支援について

ニーズ・シーズ
連携協調協議会

別紙資料1-1

介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業
(新規27補正)1.5億円

別紙資料1-2

福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

別紙資料1-3

各都道府県介護保険事業所ごとの実践を推進

介護ロボット等導入への支援
・地域医療介護総合確保基金(27補正)積増し
・ソフト交付金(新規27補正)52億円

別紙資料2、3

家庭

介護ロボット開発等加速化事業(新規28当初3億円)

別紙資料1

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発メーカー、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

モニター調査
(介護現場)
ニーズに即した製品となるよう支援

ロボット介護機器開発導入促進事業
(経済産業省・日本医療研究開発機構(AMED))
機器開発費の補助
安全・性能・倫理の基準整備

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
(開発メーカー、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、導入から実証まで総合的に実施)※全国15ヶ所程度
(H27年度10か所、H28年度5か所)

モニター調査
(再掲)
(介護現場)
・導入ノウハウの蓄積と発信

・支援技術教材の整備
(専門家等)
・講師養成研修(分野別)

介護ロボット普及モデル事業拠点
・研修・シンポジウム
・ロボット展示・体験等

介護ロボットメーカー連絡会議
(メーカー)
・課題共有
・情報交換等

意識啓発イベント
(検討中)
・実践発表
・表彰等

モニター調査協力施設
(506施設)

事業所ごとの実践を支援

都道府県

都道府県ごとの研修
(介護実習普及センター等)

市町村

地域ごとの研修
情報提供

介護保険施設・事業所

フィードバック

概要

介護ロボット等の開発・普及について、開発企業と介護現場の協議を通じ着想段階から現場のニーズを開発内容に反映、開発中の試作機へのアドバイス、開発された機器を用いた効果的な介護技術の構築など、各段階で必要な支援を行うことにより、加速化を図る。

事業内容

○ ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

○ 福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備する。

○ 介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施する。

着想段階

現場のニーズを踏まえた介護ロボット開発の提案を取りまとめ
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家で構成

開発段階

モニター調査
・専門職によるアドバイス支援
・臨床評価
※ニーズに即した製品となるよう支援

上市段階

効果的な介護ロボットを活用した介護方法の開発
※開発企業、介護現場、福祉機器等に精通した専門家により、導入から実証まで総合的に実施

実証成果等の普及啓発
※研修、普及啓発イベント等の実施

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置

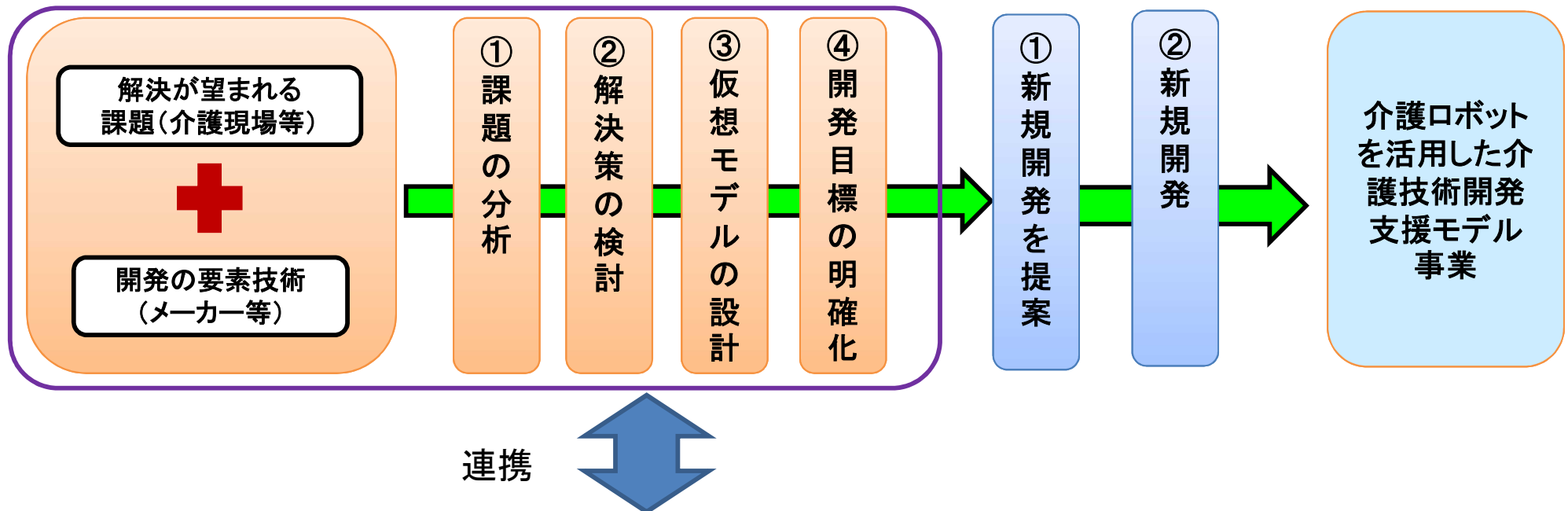
○平成28年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

○ 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置する。

※ 協議会では、現場のニーズを共有するほか、既存の介護システムの課題分析、解決策の検討を行い、介護現場で効果的に活用される機器の開発に向けた検討を行う。

※ 協議会で取りまとめられた提案は、「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(日本医療研究開発機構)と連携を図り、現場のニーズを踏まえた開発に結び付くようにする。

ニーズ・シーズ連携協調のための協議会



「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(経済産業省・日本医療研究開発機構(AMED))

介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業

- 平成28年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数
- 平成27年度補正予算(案)1.5億円

1. 概要

- 介護ロボットの導入を推進するためには、介護ロボットの開発だけでなく、導入する施設において、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要。
- そのため、当事業において、介護ロボットを活用した介護技術の開発までの実現を支援する。

2. 事業内容

- 介護ロボット活用による施設介護における課題点をアセスメントし、対応策を講じられるよう、現場の介護業務と介護機器の有効的な使用方法に精通した専門家をモデル事業実施施設(介護施設)に派遣。
- モデル事業は、既に製品化された介護ロボットが複数あり、業務負担の軽減等の効果が期待できる移乗支援(装着型・非装着型)や見守り支援分野の介護ロボットを対象に10カ所を実施(H27補正)。H28は5カ所。対象機器については調整中。
- 事業1カ所当たり1,500万円程度で公募により委託。その他にモデル事業の取りまとめ等の業務支援を別途委託。

3. 事業の流れ

- ①受託先機関において、介護施設、メーカー、受託機関が連携して事業実施できる体制を構築。
- ②機器について、介護スタッフに活用方法の研修を行った上で、現場に投入し、活用状況についてフォローアップを行う。
- ③必要に応じて、導入施設の設備や介護方法に応じた、機器・施設のセットアップや改良を行う。
- ④必要に応じて、メーカーに機器の改善点をフィードバックした上で、導入機器の再選定を行う。
- ⑤普及モデル化を見据えた適切な実証計画を企画・立案。
- ⑥モデル事業をとりまとめ、関係者への教育、国民・利用者への普及、啓発、広報を行う。



福祉用具・介護ロボット実用化支援事業

○平成28年度予算(案)
介護ロボット開発等加速化事業(3.0億円)
の内数

【具体的な取り組み内容(平成28年度)】

相談窓口の設置

介護ロボットの活用や
開発等に関する相談
窓口を開設

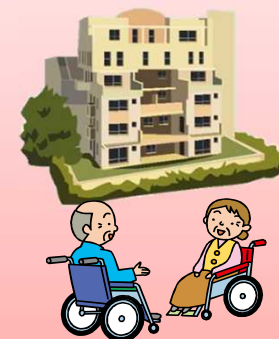
- 電話による相談
- ホームページによる相談



実証の場の整備

実証に協力できる施設・事業所
等をリストアップし、開発の状態
に応じて開発側へつなぐ。

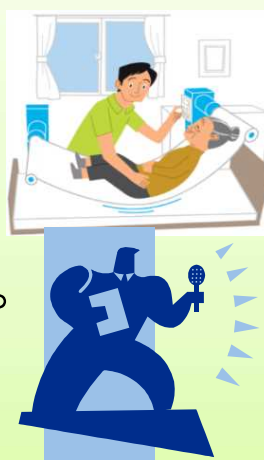
- ホームページにて募集
- 協力施設・事業所等に対する研修



モニター調査の実施

開発の早い段階から試作機器等
について、協力できる施設・事業
所等を中心にモニター調査を行う。

- 介護職員等との意見交換
- 専門職によるアドバイス支援
- 介護現場におけるモニター調査



普及・啓発

国民の誰もが介護ロボットに
ついて必要な知識が得られる
よう普及・啓発を推進していく。

- パンフレットの作成
- 介護ロボットの展示・体験
- 介護ロボットの活用に関する研修



その他

- 介護現場におけるニーズ調査の実施
- 介護現場と開発現場との意見交換の場の開催

- 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。
- これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

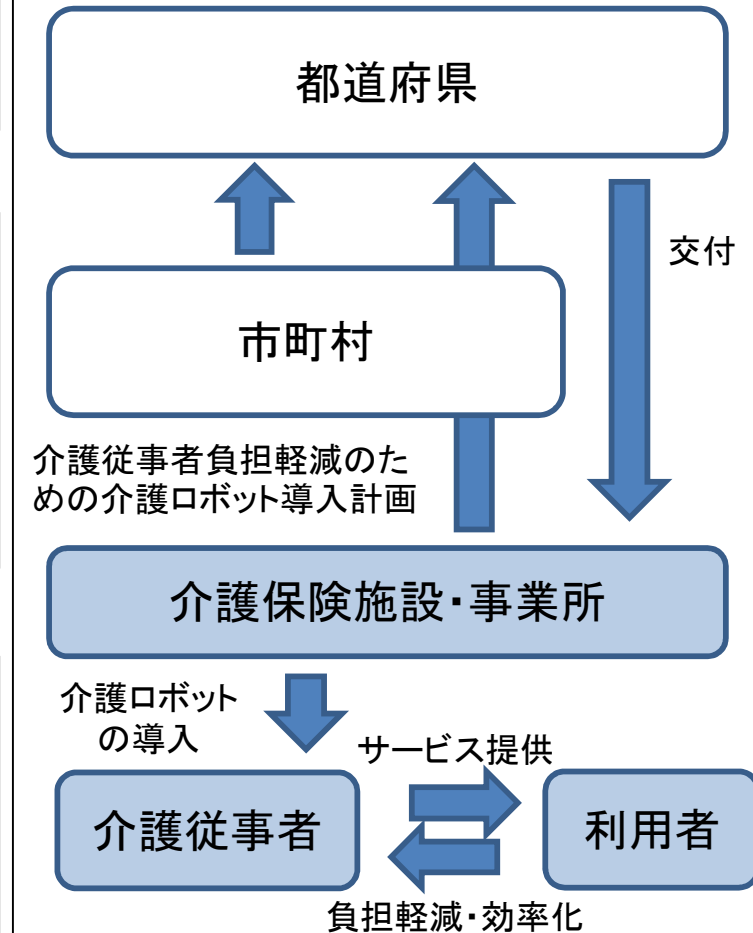
対象範囲

- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
➢達成すべき目標 ➢導入すべき機種 ➢期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

- 補助額**
1機器につき補助額10万円。ただし20万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。
- 一回当たりの限度台数**
 - ・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
 - ・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。
- 介護ロボット導入計画との関係**
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ



介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

事業概要

- ・介護従事者の介護負担の軽減を図る取組が推進されるよう、事業者負担が大きい介護ロボットの導入を特別に支援するため、一定額以上(20万円超)の介護ロボットを介護保険施設・事業所へ導入する費用を助成する。
- ・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取り組みにより介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。→市町村が各介護保険施設・事業所から提出された計画内容を判断

事業対象

- ・介護保険サービスの指定を受けている施設・事業所
- ・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
 <記載内容>
 - 達成すべき目標
 - 導入すべき機種
 - 期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。(3年計画)
- ・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援で利用する介護ロボットが対象。
- ・ロボット技術を活用して従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

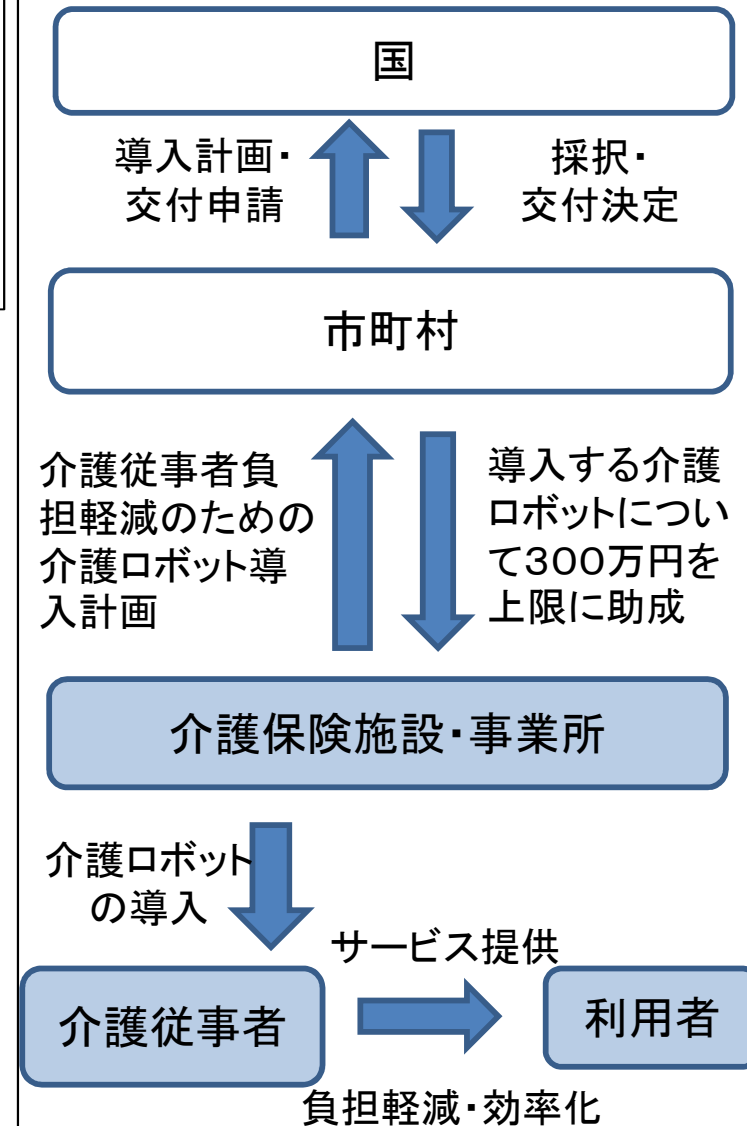
i 補助額

1施設・事業所につき上限額300万円、補助率10/10

ii 上限額の考え方

・居宅サービスと介護予防サービスと両方指定を受けている場合は1事業所とする。

事業の流れ



介護ロボット等を活用した見守り支援機器導入促進事業

事業概要

- ・高齢者と関わる家族の介護負担を軽減するため、介護ロボット等を活用した高齢者の見守りを支援する機器に対し、導入に要する経費の一部を市町村に補助する。
- ・市町村が見守り支援機器を導入し、支援が必要な高齢者の家庭等に機器を貸出す。

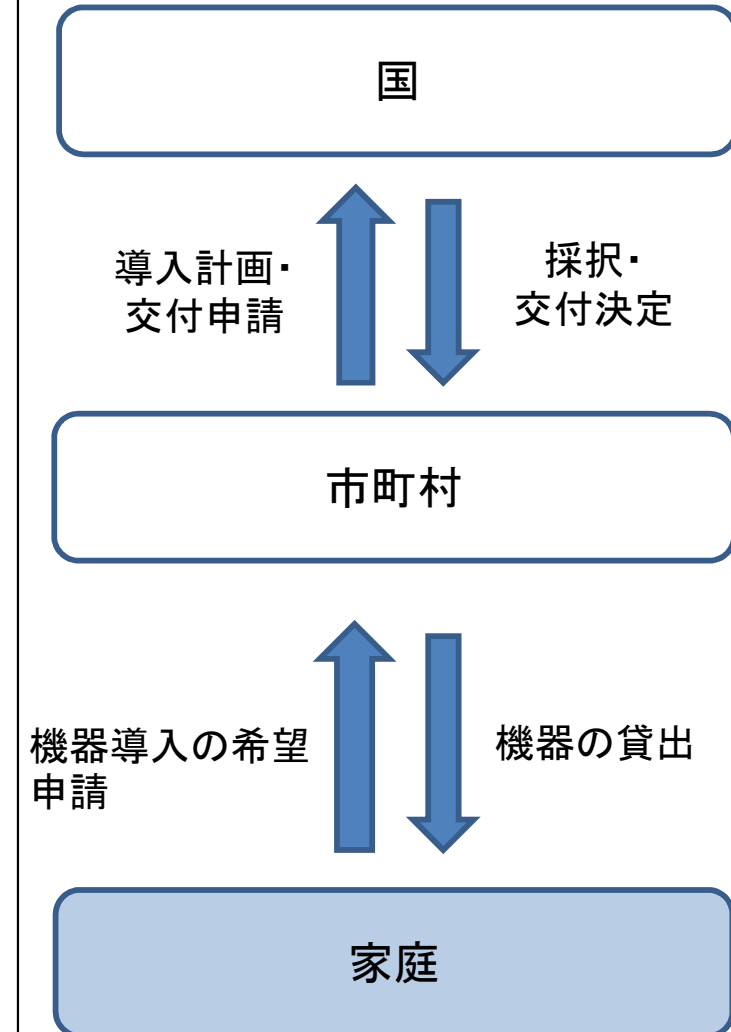
事業対象

- ・要介護(要支援)認定者であって、要介護度が比較的軽度で外出頻度が多く、日中家で一人になる方など、見守り支援が必要であると市町村が判断する者(原則寝たきりでなく、認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の方を想定)
- ・導入する機器は見守りを支援する機器で家族の介護負担の軽減に資するもの
(※)介護保険の福祉用具の対象となっている機器は対象外。
- ・見守り支援機器導入計画の作成
 - <記載内容>
 - 導入する機種 ➢導入台数等
- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

1機器につき上限額10万円、補助率10/10

事業の流れ



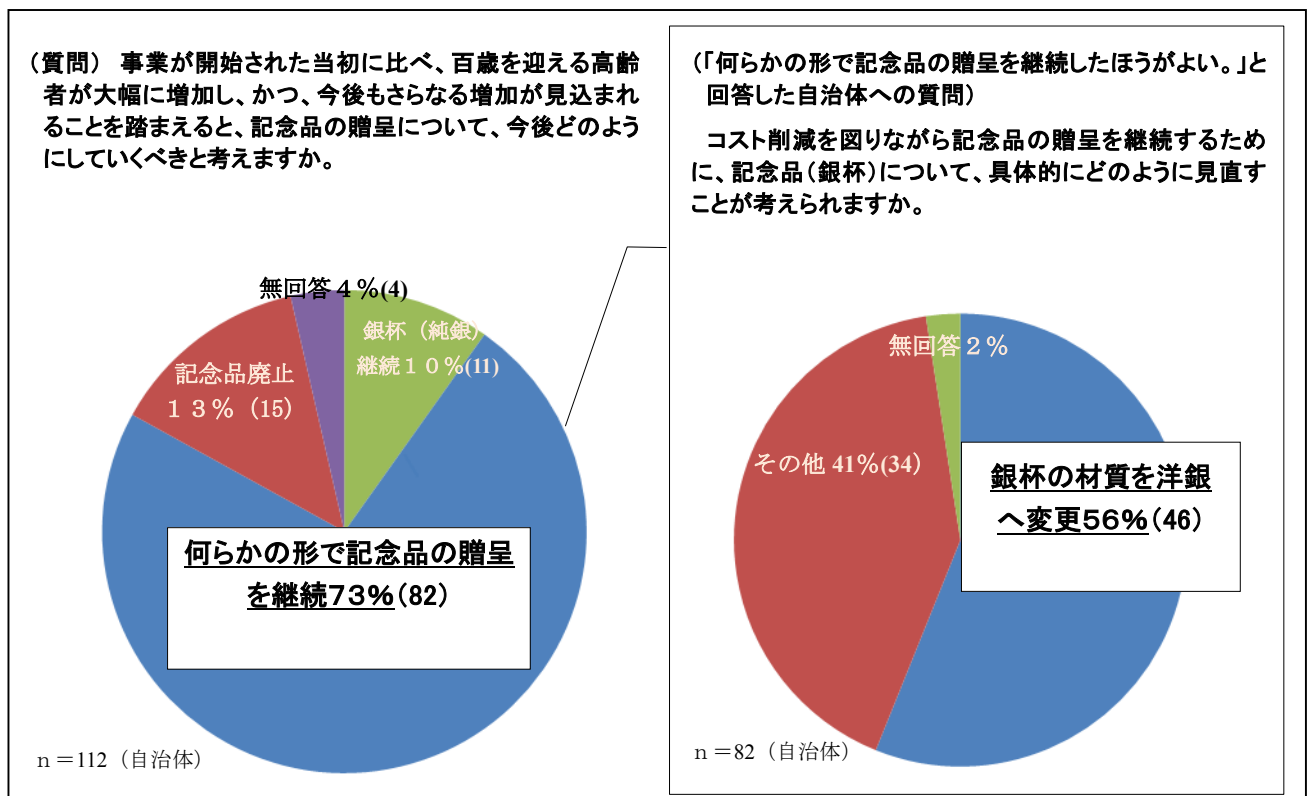
6. 百歳高齢者記念事業の記念品（銀杯）の見直しについて

百歳高齢者記念事業については、昭和38年度以降、老人の日（9月15日）に、百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品（銀杯）を贈呈しているところであるが、平成27年度行政事業レビュー公開プロセスを行った結果、銀杯の贈呈について「事業全体の抜本的改善」の評価を受けた。

※ 評価結果：「事業全体の抜本的改善」

※ とりまとめコメント：本事業が開始された昭和38年度と比べて百歳を迎える高齢者が大幅に増加し、かつ、今後もさらなる増加が見込まれることに鑑み、見直し案をこえて、銀杯の贈呈は廃止し、国として長寿を祝い、社会発展への寄与に感謝するに当たり、今後はお祝い状の贈呈のみの事業とすることが必要。

一方、地方自治体や国民の間に記念品の贈呈の継続を希望する声もあること等を踏まえ、記念品（銀杯）の見直しについて、平成27年10月に地方自治体へアンケートを行ったところ、結果は以下のとおりであった。



以上を踏まえ、銀杯の材質を純銀から洋銀に変更し、費用の抑制を図りながら記念品の贈呈を継続することとし、平成28年度予算案に計上しているので、ご了解願いたい。

※ 27年度予算：2.7億円 → 28年度予算（案）：1.5億円

7. 高齢者虐待防止法に基づく対応の強化について

高齢者虐待防止法に基づく対応の強化については、これまでも、各種会議や行政通知文書等で、虐待防止等の取組の推進や市町村に対する周知徹底について依頼してきたところです。

しかしながら、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等の事案が複数報道されているのは、皆様ご承知のとおりであります。

利用者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設等でそのような事案が発覚していることは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であります。

つきましては、先般、改めてお示ししている通知にご留意いただき、再発防止に向けた取組の強化に努めていただくとともに、貴管内市町村への周知についてご配慮下さるようお願いいたします。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等についての概要

昨今、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等の事案が発覚していることから、①高齢者虐待防止における基本的事項、②高齢者虐待の未然防止、③虐待事案の早期発見、④虐待事案への迅速かつ適切な対応、⑤有料老人ホームに対する指導の徹底等について、都道府県等に対応強化を依頼（平成27年11月13日老発1113第1号）

① 基本的事項

高齢者虐待はあってはならないもの。全ての国民が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守る必要

- ・ 養介護施設等⇒従業員のストレスを軽減し、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体で取り組む必要
- ・ 都道府県・市町村⇒高齢者虐待の①未然防止、②早期発見、③事案への迅速かつ適切な対応に取り組む必要

② 未然防止

業務管理体制の全般の適切な運用
・ 施設管理者に加え法人も適切に把握

養介護施設等における研修

- ・ 認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」を積極的に活用

③ 早期発見

養介護施設等における虐待の早期発見、通報、対応の徹底
・ 周知・啓発

早期発見・見守りネットワークの構築

- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員
- ・ 介護相談員
- ・ 自治会
- ・ NPO、ボランティア団体 等

④ 迅速・適切な対応

初動期段階の体制整備

- ・ 地域包括支援センターとの連携

市町村の対応力強化

- ・ 多職種による会議の設置・運営及び専門的な知見を有する者の活用

介護保険法又は老人福祉法の権限行使等

- ・ 虐待ケースの状況に応じ、介護保険法等の権限行使(報告徴収、立入検査、勧告、命令、停止、取消等)

⑤ 有料老人ホームに対する指導の徹底等

(1) 定期的な立入調査等を通じた指導の徹底

- ・ 介護保険担当部局等の他部局とも連携した定期的な立入調査の実施、再発防止に向けた継続的な指導
- ・ (公社)全国有料老人ホーム協会との連携

(2) 適正な事業運営に向けた外部点検等の取組

- ・ 第三者的立場の学識経験者や民生委員等との連携、定期交流などの地域との繋がりを強化する取組の促進

各都道府県知事
指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長

養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び
有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号。以下「法」という。）に基づく対応の強化については、平成 27 年 2 月 6 日、老発 0206 第 2 号で高齢者虐待防止等の取組の推進及び市町村に対する周知徹底について、依頼したところです。（別紙 1）

しかしながら、最近、養介護施設従事者等による深刻な高齢者虐待等の事案が複数報道されていますが、利用者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設や養介護事業（以下「養介護施設等」という。）でそのような事案が発覚していることは、決してあってはならないことであり、極めて遺憾な事態であります。

つきましては、法に基づく対応を強化するための留意事項等について、改めて下記のとおりお示ししますので、再発防止に向けた取組の強化に努められるとともに、貴管内市町村への周知についてお願い致します。

記

1 高齢者虐待防止における基本的事項

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり、決してあってはならないことです。養介護施設従事者等を含む全ての国民が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分に理解することが不可欠です。

養介護施設等の管理者においては、日頃から、事業所職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し、報告等を適切に行う必要があります。当該法人の業務管理責任者は当該報告等に対して、助言や指導を行うことが業務です。このように、法人や事業所では業務管理体制におけるそれぞれの責任を果たす必要があります。

こうした取組が十分でなく、養介護施設従事者等の一人一人の努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

養介護施設等においては、事業所におけるストレスを軽減するとともに、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体が一丸となって、取り組むことが求められます。

また、行政上の対応では、①高齢者虐待の未然防止、②高齢者虐待の早期発見、③高齢者虐待事案への迅速かつ適切な対応について、市町村を中心として、必要に応じて都

道府県の支援を受けながら対応していくことが重要です。（別紙2・別紙3）

2 高齢者虐待の未然防止

法第20条では、「養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする」とされています。

養介護施設等において、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているかどうか、養介護施設等の管理者はもちろんのこと、養介護施設等を運営する法人においても適切に把握することが求められます。このため、都道府県及び市町村においては、①養介護施設等が自ら企画した研修を定期的を実施すること、②苦情処理体制が施設長等の責任の下、運用されること、③メンタルヘル스에配慮した職員面談等を組織的に対応すること、④業務管理体制を常に自主的に点検し、必要に応じ、体制の見直しや運用の改善に努めること等について、養介護施設等への指導・助言に努めていただきますようお願いいたします。

なお、養介護施設等の自主研修の企画においては、認知症介護研究・研修仙台センターが開発した「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」(*)も積極的に活用されるよう、養介護施設等への周知をお願いいたします。

また、これに加えて、都道府県及び市町村においても、これまで以上に高齢者の権利擁護、身体拘束廃止及び虐待防止に関する研修や実地指導等に取り組んでいただく必要があると考えています。

(*) 認知症介護研究・研修仙台センターの開発した教育システム

http://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail.html?CENTER_REPORT=58¢er=3

3 虐待事案の早期発見

法第5条第1項では、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。

また、法第21条第1項では、「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（略）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と、養介護施設従事者等の市町村への通報義務が定められています。

さらに、同条第7項では、「養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない」と定められています。

高齢者虐待への対応は、虐待を直ちに発見し、高齢者の安全を確保するため、で

きるだけ早い段階から、高齢者虐待の対応の窓口に情報が提供される必要があります。

については、法第5条第1項、第21条第1項及び同条第7項の規定の内容が徹底されるよう、市町村と連携し、様々な機会を通じて、養介護施設従事者等へ周知・啓発に努めていただくようお願いします。

加えて、社会福祉協議会、民生委員、介護相談員、自治会、NPO、ボランティア団体、家族の会といった地域に密着したメンバーで構成される「早期発見・見守りネットワーク」と日常的に連携協力を図ることは、高齢者虐待を早期に発見する上で、有効であると考えられます。このため、同ネットワークの構築がさらに向上するよう、市町村への助言・支援をお願いします。（別紙4）

4 虐待事案への迅速かつ適切な対応

（1）初動期段階の体制整備

市町村又は都道府県に対し、虐待の相談・通報があったときは、訪問調査を速やかに実施できるよう、庁内関係部署及び関係機関からの情報収集などの初動期段階の体制を整えておくことが重要です。また、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待防止を含めた権利擁護業務が主要な業務の一つに位置付けられており、市町村は、地域包括支援センターと連携協力して、虐待事案に対応することが求められています。

都道府県及び市町村における体制整備について、積極的な取組をお願いします。

（2）市町村の対応力強化

虐待事案に迅速に対応するためには、まず、虐待の有無と緊急性を適切に判断することが重要であり、そのためには、市町村担当部署の管理職、担当職員、地域包括支援センター職員によって構成される会議において、市町村の責任の下判断することとなります。

また、事案の内容に応じて、様々な専門的知見に基づく検討・助言が必要となる場合があること、また、生活保護ケースワーカー、保健センター保健師等の庁内関係部署の職員並びに医師、弁護士、社会福祉士等の専門的な助言者の出席を要請することも必要であることから、これらのことを踏まえ、都道府県においては、多職種による会議の設置・運営及び専門的な知見を有する者の活用等について、市町村に対する助言や広域的な観点からの支援をお願いします。

（3）介護保険法又は老人福祉法の権限行使等

高齢者虐待に関する相談・通報がなされた場合、その内容に関する事実の確認を速やかに行い、高齢者本人等の状況を確認した後、虐待ケースの状況に応じて、養介護施設従事者等による虐待における介護保険法又は老人福祉法の権限行使等を行う必要があります。（別紙5）

都道府県及び市町村においては、引き続き、高齢者虐待事案の内容に応じた適切な対応をお願いします。

5 有料老人ホームに対する指導の徹底等

有料老人ホームの設置運営については、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」（平成14年7月18日付け老発第0718003号 最終改正平成27年3月30日付け老発0330第3号。以下「標準指導指針」という。）において、その指導上の留意点を示しているところです。標準指導指針を参考として、各都道府県等で定められた指導指針等に基づき、貴管内における有料老人ホームの設置者に対して、入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から、指導の徹底や継続的な指導を行われますようお願いいたします。

また、3月30日付けで標準指導指針の改正を行い、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）についても、標準指導指針の対象に追加しています。ついては、有料老人ホームに該当するサ高住についても、都道府県等において適確に把握した上、老人福祉法及び指導指針に基づく適切な指導を実施されますよう、お願いいたします。

（1）定期的な立入調査等を通じた指導の徹底

各都道府県等におかれては、定期的な立入調査等を通じて、貴管内の有料老人ホームの運営状況の把握に努め、必要に応じて都道府県等が適切に関与できる体制を平時から構築されますようお願いいたします。

特に立入調査に当たっては、介護保険担当部局はじめ他部局とも連携を図り、重要事項説明書の記載内容等に照らしつつ、居室の状況や介護サービスの実施状況等について調査し、必要に応じて指導指針に基づく指導を行うとともに、入居者の処遇に関する不当な行為が認められるときは、入居者の保護を図る観点から、迅速にその改善に必要な措置をとるよう指導等をお願いいたします。また、その後改善策が適切に講じられているかを確認するなど、各都道府県において再発防止に向けた継続的な対応を行われますようお願いいたします。

なお、公益社団法人全国有料老人ホーム協会（以下「有老協」という。）では、都道府県等に対して、有料老人ホームの運営や指導に関する情報提供、集団指導への講師派遣など、必要に応じて都道府県等の行政指導に関する協力を行っています。ついては、有料老人ホームに対する指導及び協議に当たっては、必要に応じ、有老協と連携を図られますようお願いいたします。

（2）適正な事業運営に向けた外部点検等の取組

有料老人ホームは、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であり、地域に開かれた存在であることが求められています。また、有料老人ホーム事業の適正な運営に向けては、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員等と積極的に連携を図り、外部からの点検が働くような取組も重要です。

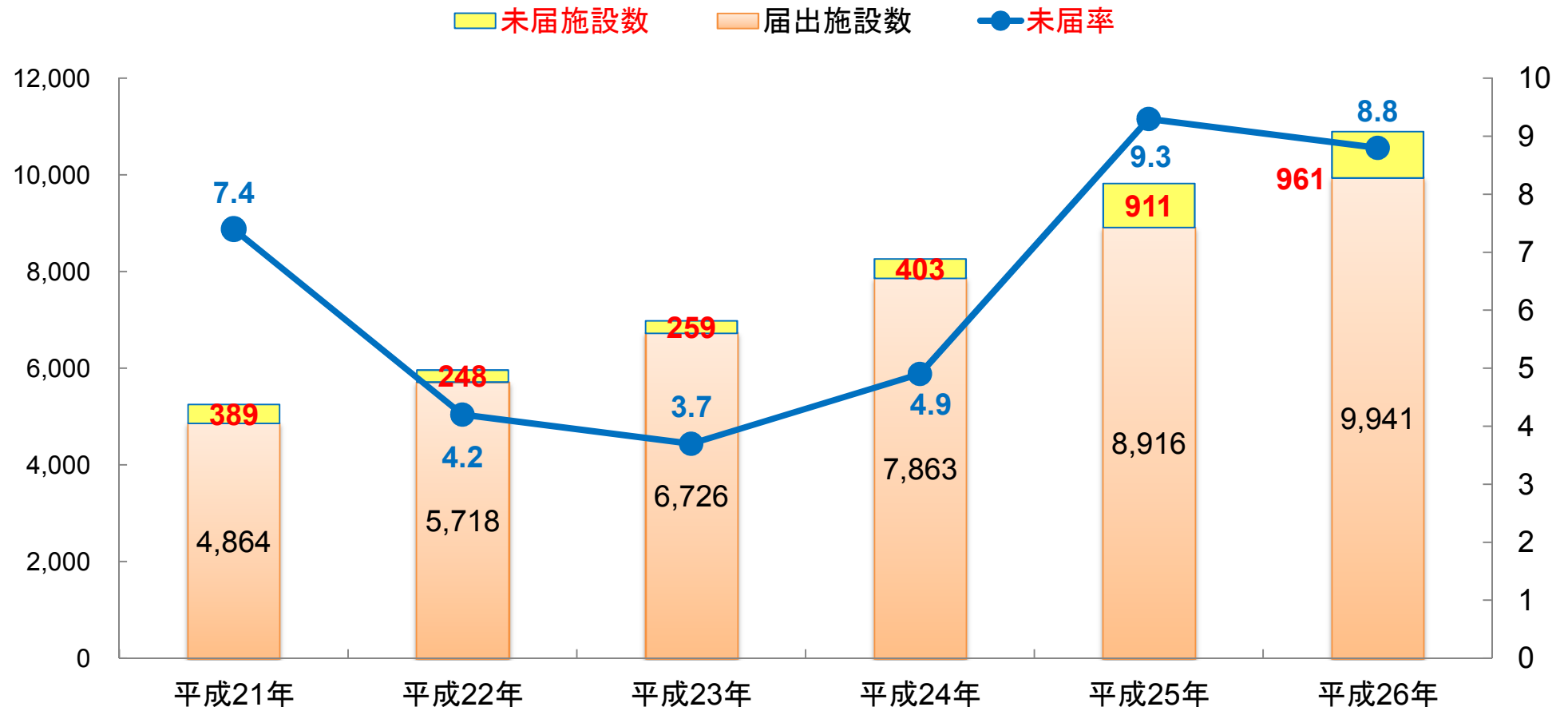
ついては、有料老人ホームの設置者に対し、透明性の確保に向けた自主的な取組や地域との定期的な交流など、入居者やその家族はもちろん、地域との繋がりを強化する取組を促進されますようお願いいたします。

届出を行っていない有料老人ホーム

- 「届出」を行っていない事業者は、老人福祉法第29条第1項の規定に違反していることとなる。
- 「届出」がなければ、その有料老人ホームは行政との連携体制が不十分となる恐れがあるため、地方公共団体においては、未届施設に対する呼びかけを強化するなどの対応が必要。

施設数(単位…件)

未届率(単位…%)



※出典:厚生労働省老健局高齢者支援課調べ(毎年10月31日時点)

有料老人ホーム標準指導指針（ガイドライン）の見直しについて

有料老人ホームの設置運営標準指導指針
（最終改正：通知 H27.3.30／適用 H27.7.1）

主要な改正点

ポイント1. 届出の促進に向けた規定の適正化（既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し）

- 廊下幅や居室の広さについて、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、標準指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを実施。

ポイント2. 外部サービスを利用者が自ら選択できる環境の構築

- 医療・介護等のサービスの自由な選択と決定を妨げるような囲い込みが行われているとの指摘があるため、有料老人ホームの事業者が、入居者によるサービスの選択と自己決定を阻害してはならない旨を、標準指導指針において明確化し、近隣に設置されている介護サービス事業所に関する情報の提供を行うこと等の見直しを実施。

ポイント3. サービス付き高齢者向け住宅の取扱いの見直し

- 従来の標準指導指針では、「サービス付き高齢者向け住宅」は有料老人ホームに該当しても適用対象外としていたが、指導監督を行う都道府県等からは、「サービス付き高齢者向け住宅」も対象とした統一的なガイドラインを求める声も多かった。
 - サービス付き高齢者向け住宅のうち、食事の提供など有料老人ホームの定義に該当する事業を行うものについては、老人福祉法上は「有料老人ホーム」として取り扱われていることから、同住宅を標準指導指針の対象として位置づける見直しを実施。
- ※ 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅については、老人福祉法の効力が及ばないことから、引き続き、本指針の対象とはしないものとする。

有料老人ホーム標準指導指針（ガイドライン）の見直し～届出の促進～

届出の促進に向けた規定の適正化（既存建築物・小規模建築物の特性に応じた見直し）

○ 廊下幅や居室の広さについて、標準指導指針への適合を義務と解釈し、既存建築物等を利用した取組が困難になることを懸念した事業者が、本来の義務である有料老人ホームとしての届出を行わないことについての指摘があるため、標準指導指針における既存建築物や小規模建築物の取扱いについて、その特性に応じた見直しを実施。（H27.7.1から適用）



既存の民家等を転用した取組

指針で定める規模・構造基準

- ① 居室の床面積：13㎡以上
- ② 浴室・便所のバリアフリー化、緊急通報装置の設置
- ③ 廊下幅：原則 1.8m以上

該当 それ以外

特例

基準に該当していない事項を説明

指針に適合

代替措置の確保

- ・ 車いすが利用できない廊下幅でも、必要に応じて移動を介助
- ・ バリアフリー未対応でも、入浴・排せつを適切に介助

指針に適合

改善計画の策定

- ・ 浴室・便所のバリアフリー改修など、将来的な改善に関する計画を策定し、入居者の同意を得ている。

指針に適合

都道府県知事の個別判断

- ・ 事業運営の透明性確保、サービスが適切に提供できる運営体制の確保などが認められる案件

指針に適合

8. 介護認定審査会等の委員の任期の見直しについて

- 平成 27 年 1 月 30 日に閣議決定した、地方分権改革に関する「平成 26 年の地方からの提案等に関する対応方針」に記載された介護認定審査会等の委員の任期についての措置を講ずるため、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 6 条及び第 10 条の規定の改正を行うこととした。

- 改正政令の内容は、以下のとおり（別紙 1 も参照のこと）。
 - 1 介護保険法施行令の一部改正
 - ・ 介護認定審査会の委員の任期について、2 年を超え 3 年以下の期間で、市町村が条例で定めることができることとした。（第 6 条第 1 項関係）
 - ・ 都道府県介護認定審査会の委員の任期について、2 年を超え 3 年以下の期間で、都道府県が条例で定めることができることとした。（第 10 条関係）
 - 2 施行期日
この政令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行すること。

- また、上記の政令改正に伴い、「介護認定審査会の運営について」（平成 21 年 9 月 30 日老発 0930 第 6 号厚生労働省老健局長通知）により取り扱われていた介護認定審査会の具体的な運営についても別紙 2 のとおり見直しを行い、平成 28 年 4 月 1 日より適用することとしたので、十分御了知の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

- なお、以上のことは、「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護認定審査会の運営についての一部改正について（平成 27 年 12 月 16 日老発 1216 第 2 号厚生労働省老健局長通知）」もご参照いただきたい。

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（委員の任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年（委員の任期を二年を超え三年以下の期間で市町村が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とする。</p> <p>。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県介護認定審査会に関する読替え）</p> <p>第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条、第六条第一項及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。</p>	<p>（委員の任期）</p> <p>第六条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（都道府県介護認定審査会に関する読替え）</p> <p>第十条 第五条から前条までの規定は、法第三十八条第二項に規定する都道府県介護認定審査会について準用する。この場合において、第五条及び前条第三項中「市町村」とあるのは、「都道府県」と読み替えるものとする。</p>

(別紙2)

○ 介護認定審査会の運営について（平成21年9月30日老発0930第6号老健局長通知）

(変更点は下線部)

現 行	改 正 案
<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">介護認定審査会運営要綱</p> <p>1 目的 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。</p> <p>2 認定審査会の構成</p> <p>1) 委員 委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者であり、各分野の均衡に配慮した構成とし、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）が任命する。その際、以下の点について留意する。</p> <p>(1) 委員の任期について 委員の任期は、<u>2年とし、再任することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>	<p style="text-align: right;">(別添)</p> <p style="text-align: center;">介護認定審査会運営要綱</p> <p>1 目的 介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）の適切な運営に資することを目的とする。</p> <p>2 認定審査会の構成</p> <p>1) 委員 委員は、保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者であり、各分野の均衡に配慮した構成とし、市町村長（特別区にあっては区長。以下同じ。）が任命する。その際、以下の点について留意する。</p> <p>(1) 委員の任期について 委員の任期は、<u>2年（委員の任期を2年を超え3年以下の期間で市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間）とし、再任することができる。</u></p> <p>(以下略)</p>